

議案第205号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に承継させる財産について

次のとおり地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に承継させる財産を定める。

建物

施設名等	所 在	延べ面積 (㎡)	評価額 (円)
本館	天王寺区東上町8番34号	8,589.22	224,800,000
共用理化学棟	天王寺区東上町8番34号	802.19	1,500,000
プラント実験棟	天王寺区東上町8番34号	147.73	300,000
車庫	天王寺区東上町8番34号	75.80	100,000

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に承継させる財産を定めるため、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

#### 地方独立行政法人法（抄）

（権利義務の承継等）

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 - 7 省 略

#### 地方独立行政法人法施行令（抄）

（権利の承継に係る議会の議決）

第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。